

Q&A 申請時によくある質問

Q1 不適当な事業経費とは具体的に何ですか。

A1 例：運営者や参加者の食事代、事業と関係のない物を購入、単価の高額な景品を購入、助成金の多くを食料品等にアてるなどがあります。

Q2 申請額が最大5万円というのはどういうことですか。

A2 5万円以下の任意の金額で申請できます。

※申請結果は「交付」「不交付」のみのため、減額決定はありません。

Q3 「同一団体による同一事業の申請は3年間で上限」の意味は何ですか。

A3 同一団体の同じ事業は3年分（3回分）しか申請できません。

ただし、同じ団体でも異なる事業であれば申請可能です。

※申請事業が助成不可だとしても、3回までしか申請できません。

※申請は1団体から1事業のみです。複数の事業の申請はできません。

例：R7年度・R8年度・R9年度 A団体 こども食堂事業

—ここで、A団体のこども食堂事業は今後申請不可—

R10年度 A団体 △△イベント→申請OK

Q4 他の助成金の併給はできますか。

A4 できます。ただし他の名東区社協助成金を受ける場合はご相談ください。

Q5 審査はどんな審査ですか。申請者も出席しますか。

A5 第1次、第2次ともに書類審査です。申請者の審査への出席は不要です。

第1次審査通過者のみ第2次審査へ進み、全ての審査終了後に全申請団体へ審査結果を郵送します。

ご相談は、お気軽に下記までお問い合わせください。

【申請・問合せ先】

社会福祉法人

名古屋市名東区社会福祉協議会

〒465-0025 名東区上社一丁目802番地

上社ターミナルビル2階

(名東区在宅サービスセンター内)

電話：052-726-8664

FAX：052-726-8776

メール：meitovc@nagoya-shakyo.or.jp

URL：http://meito-shakyo.or.jp



マスコットキャラクター
風花ちゃん



～「みんなで子どもを育むまち」へ～

令和8年度 名東区



子ども・子育て支援応援助成事業

★申請団体・グループ募集★

【5月29日(金)必着】

この助成事業は、地域の皆さまからいただいた共同募金を財源として、名東区内で子どもや子育て中の方を支援する団体等の活動に対して助成を行います。

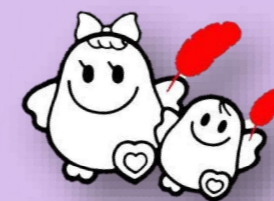
子どもの学習支援や
子育て中の親のサポートなど

【子ども・子育て支援事業助成】
最大8団体まで助成



1団体・グループにつき

最大5万円まで



愛ちゃんと希望くん

子どもや子育てを応援したいあなたの活動をサポートします！

社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会

このリーフレットは共同募金配分金を財源に作成しています。

名東区子ども・子育て支援応援助成事業 《募集概要》

名東区における子ども・子育て支援の推進と共同募金への理解の拡大を目的とします。
共同募金を財源とする助成により、子ども・子育て支援に関する活動をされる団体やグループを応援します。
「安心して子育てしやすいまち」を地域の皆さんで作り上げる、きっかけづくりをしませんか！

対象事業

名東区を拠点とし、区内の地域福祉を推進するNPO団体、ボランティア団体、社会福祉関係団体、住民主体による地域の助けあいなどの地域福祉活動で、令和8年7月1日（水）から令和9年3月31日（水）の間に区内で実施する事業です。

ただし、下記の活動は助成対象となりません。

- ★営利を目的とする活動
 - ★政治・宗教などに著しく偏っている活動
 - ★その他、事業経費として不適当と認められるもの
（過度な飲食代、高額な景品、事業目的と直接関係ない物品等）
- ※同一団体による同一事業の申請は、3年間を上限とします。（令和7年度から）

例えば・・・

★子どもの自主学習の場の開設
（寺子屋事業）



★子ども一時預かりサービス



★子ども食堂



★未就園児を持つ保護者の交流会

★絵本の読み聞かせサロン



このほか、★親子で参加できるアートセラピー ★手話カフェ（手話サロン）
★外国籍の子どもへの学習支援 ★障がい児に関する取り組み など

申請方法

指定の申請書（様式1）に必要事項をご記入の上、添付書類を添えて来所または郵送にて本会に提出してください。（メール・FAXでの提出不可）
詳しくは名東区社会福祉協議会ホームページ「名東区子ども・子育て支援応援助成事業 申請団体・グループ募集！」をご覧ください。



<審査から助成金交付までの流れ>

第1次審査

（書類による要件審査）

【申請締切】令和8年5月29日（金）

持参の場合：締切日 17時まで

郵送の場合：締切日**必着**

※1団体につき、1事業の申請のみ

第2次審査

（書類による内容審査）

第1次審査を通過した事業について、提出書類の内容をより詳細に審査します。

審査員による総合的な評価を踏まえ、助成の可否を決定します。

※審査の結果、最大8団体が助成を受けることができます。

そのため、審査結果によって助成を受けられない場合があります。

審査結果通知

申請団体へ「審査結果通知書」を送付します。

助成交付が決定した団体へは「交付決定通知書」を交付し助成金を交付します。（6月下旬頃を予定）

※決定に関する審査の詳細については、お答えいたしかねます。

※事業終了後1ヶ月以内に、「事業報告書」と使途がわかる「領収書」などを提出いただきます。また、余剰金や事業が適正に実施されなかったと認められる場合は返還いただきます。

お願い

- ・事業を実施される際には、チラシなど作成する際は共同募金配分金事業の明記、のぼり・募金箱の設置（いずれも本会から貸与可）をお願いいたします。
- ・10月に区内各所で街頭募金（通行人に呼びかける募金）を実施します。後日ご案内しますので、ご協力をお願いいただけましたら幸いです。
- ・地域イベントや会合などで、活動の発表をお願いする場合があります。

助成額

1 団体・グループにつき、上限5万円まで助成
（最大8団体まで交付）

